

第四次産業革命スキル習得講座 (Reスキル講座)認定制度 技術審査にあたってのポイント・留意点

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)
デジタル人材センター
人材プラットフォーム部

- ◆ ①: 審査の体制について
- ◆ ②: Reスキル講座で求めるレベルについて
- ◆ ③: 演習、受講者の成果物について
- ◆ ④: 審査のポイント(必読資料)
- ◆ ⑤: ご提出資料の内容照会について

- ◆ ①: 審査の体制について
- ◆ ②: Reスキル講座で求めるレベルについて
- ◆ ③: 演習、受講者の成果物について
- ◆ ④: 審査のポイント(必読資料)
- ◆ ⑤: ご提出資料の内容照会について

①: 審査の体制について

■ 申請方法

○以下の申請書類をメール・指定のファイルストレージで提出

- ✓ 申請書・様式第1号～第7号
- ✓ 提出物一覧・チェックリスト
- ✓ 教材
- ✓ 演習の実施内容等が分かる資料等
- ✓ その他の添付書類

第13回認定申請受付より
申請方法が変更となります。

○申請書類の提出先：経済産業省、厚生労働省（専門実践教育訓練講座の指定申請も行う場合）

■ 審査方法

教育訓練機関

申請

申請受付

経済産業省審査 ※1

一次審査

専門的な知見を有する機関
(IPA等)の協力のもと
経済産業省による審査

二次審査

外部有識者による
審査委員会

経済産業大臣認定

厚生労働大臣指定

厚生労働省審査

※2

※1 審査に当たっては、講座の内容等に関するヒアリングを行う場合があります。

※2 専門実践教育訓練講座の指定申請も行う場合は、厚生労働省の審査が並行して行われます。

- ◆ ①: 審査の体制について
- ◆ ②: Reスキル講座で求めるレベルについて
- ◆ ③: 演習、受講者の成果物について
- ◆ ④: 審査のポイント(必読資料)
- ◆ ⑤: ご提出資料の内容照会について

②: Reスキル講座で求めるレベルについて

■ 目標レベル

ITスキル標準レベル4相当（DX推進スキル標準相当）を目指す（以下のいずれかのレベル）

- ① 当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、業務上の課題の発見と解決をリードするとともに、後進育成にも貢献できるレベル
- ② 当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、新規ビジネスやサービス等の創出が可能であるほか、後進育成にも貢献できるレベル

【留意いただきたいポイント】

- 専門的・実践的な能力を育成するという制度の趣旨に鑑み、教育訓練時間が短いもの(20時間以下)は対象外
- 【参考：専門実践教育訓練給付制度においては、教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものが指定対象】

■ 対象分野

① IT分野

- ー新技術・システム：クラウド、IoT、AI、データサイエンス
(デザイン思考、アジャイル開発等の新たな開発手法との組み合わせを含む)
- 高度技術：セキュリティ・ネットワーク

ーデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進

：DX推進スキル標準に定義される専門的な知識・技術等

(ビジネスアーキテクト・デザイナー・データサイエンティスト・ソフトウェアエンジニア・サイバーセキュリティ)

② IT利活用分野

- ー自動車モデルベース開発、自動運転、生産システム設計

【留意いただきたいポイント】

- ①について、基礎・初級のITスキルは除く
- 対象分野に関する知識・技術等（「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項別表1）を含むことが必要

②: Reスキル講座で求めるレベルについて

レベル	レベル定義（新スキル標準共通）
7	・ 社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル ・ 市場への影響力がある先進的なサービスやプロダクトの創出をリードした経験と実績を持つ世界で通用するプレーヤ
6	・ 社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル ・ 社内だけでなく市場から見ても、プロフェッショナルとして認められる経験と実績を持つ国内のハイエンドプレーヤ
5	・ 社内において、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル ・ 社内で認められるハイエンドプレーヤ
4	・ 一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル ・ プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する
3	・ 要求された作業を全て独力で遂行するレベル ・ 専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する
2	・ 要求された作業について、上位者の指導の下、その一部を独力で遂行するレベル ・ プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する
1	・ 要求された作業について、上位者の指導を受けて遂行するレベル ・ プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する

- ◆ ①: 審査の体制について
- ◆ ②: Reスキル講座で求めるレベルについて
- ◆ ③: 演習、受講者の成果物について
- ◆ ④: 審査のポイント(必読資料)
- ◆ ⑤: ご提出資料の内容照会について

③：演習、受講者の成果物について

■ 講座の要件

- ✓ 育成する職業、能力・スキル、訓練の内容を公表していること
- ✓ 必要な実務知識、技術、技能を習得できる教育訓練であること

【留意いただきたいポイント】

- 座学や定められた手順に沿って実施する演習等による知識の習得だけではなく、実践的な内容（受講者が課題等を自ら考える機会や習得した知識・技術・技能を実際に試行・実践する機会を設ける 等）が必要
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な授業がカリキュラムの半分以上を占めていること
- ✓ 審査、試験等により教育訓練の成果を評価していること
- ✓ eラーニング等の社会人が受けやすい工夫をしていること
- ✓ 事後評価の仕組みを構築していること 等

■ 実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること（講座の実績・財務状況等）

【留意いただきたいポイント】

- 原則として申請日の1年以内に、申請講座と同じ課程の教育訓練を実施し終了していることが必要
- 実施主体が教育訓練事業を開始した日以降、申請の日までに1営業年度以上の事業実績を有することが必要
- ✓ 適切に実施するための組織及び設備等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

③: 演習、受講者の成果物について

	要件	OK 例	NG 例
全ての授業をeラーニング等で行う講座	標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握	➤ LMS等による学習状況の管理 ➤ メンターによる学習スケジュール設計、メンタリング、チャット質問対応	➤ 講義動画の配信・教材の配布のみ
	受講者の本人確認	➤ IDとパスワードによるログインと動画通信等による直接のコミュニケーション	➤ 本人確認を行っていない
	訓練目標を達成するための体制整備 (必要な数の添削指導員を配置等)	➤ 受講定員に対して適切な数の講師・メンター配置	➤ 講師・メンター等がない又は受講定員に対して著しく不足 ➤ 個々の受講者の学習管理や質問対応などフォロー体制がない
演習等をeラーニング等で行う講座	双方向又は多方向に演習等を行うための措置	➤ 疑似環境を用いた演習(双方向で実施のもの) ➤ ビデオチャット等を用いたプレゼンテーション ➤ オンラインディスカッション/グループワーク	➤ 演習課題が、多肢選択形式の確認テストのみ/自動採点等により一律に合否を判定するのみのもの

本認定制度における「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業」(演習等)の定義
(実施要項より抜粋)

演習等とは、双方向又は多方向に行われる以下のような内容を授業の中に含むものを指します。

- (ア) 疑似環境を用いた実習、実技、演習等を含む実践的なもの
- (イ) プレゼンテーション等の受講者側からの発表を含むもの
- (ウ) ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の手法を含むもの

③：演習、受講者の成果物について

- ◆ 成果物の一例
 - 最終的な成果物 ※必須
 - 作成途中の中間成果物
 - （成果物を作成する前提となる）
課題発見や、課題設定の経過を表す資料
 - 成果物の完成に至るまでの講師、チューター等との相談や、
やり取りの経過を示す資料 等
- ◆ 自由形式の自己アピールの場ととらえていただき、積極的に
資料提出のほどお願いいたします！

- ◆ ①: 審査の体制について
- ◆ ②: Reスキル講座で求めるレベルについて
- ◆ ③: 演習、受講者の成果物について
- ◆ ④: 審査のポイント(必読資料)
- ◆ ⑤: ご提出資料の内容照会について

④審査のポイント(必読資料)

◆ 申請にあたって**必読**のドキュメント

- ・ 実施要項(特に【審査のポイント】部)
- ・ 様式記載例
- ・ よくある質問と回答

<経産省webサイト>

詳細は



Reスキル講座



で検索

<二次元バーコード>



申請方法等について

【申請スケジュール】

講座認定は年2回(4月1日、10月1日)、以下のスケジュールで行います。認定の有効期間は3年間です。

4月1日認定分: 申請期間(前年10月)→審査期間(前年11月～12月)→認定通知(1月)→講座開講(4月)

10月1日認定分: 申請期間(4月)→審査期間(5月～6月)→認定通知(7月)→講座開講(10月)

【申請書類等】

以下の①～⑤の書類をメールで下記宛先に提出してください。

①申請書・様式第1号～第7号

②提出物一覧・チェックリスト

③教材(電子データ)

④演習の実施内容等が分かる資料等

⑤その他の添付書類(詳細は提出物一覧・チェックリストを参照)

※①・②の書類については、該当のExcelファイルをメールに添付して提出してください。なお、送信メールの容量は必ず10MB以内にしてください。

※③～⑤の書類については、各申請者にてファイルストレージを用意いただき、データを格納し、ダウンロードURLを上記メールに明記してください。なお、「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の講座指定申請も併せて行う場合は、同制度の提出書類である法人登記事項証明書等(詳細は【専門実践教育訓練】提出書類チェック表を参照)についても併せて格納してください。

<申請方法の変更について: 2023年3月>

第12回認定以降は、申請書類の提出方法を「電子データ(CD/DVD)の郵送」から「メール・ファイルストレージでの提出」に変更します。メール以外の手段(CD/DVDや紙教材の郵送等)による提出を希望される場合は、必ず事前にご相談ください。

実施要項、記載例を必ずお読みいただいた上で様式を記載してください。

① 実施要項(pdf)

② 記載例(新規申請)(pdf) (New!)

③ 記載例(再認定申請)(pdf) (New!)

④ 提出物一覧・チェックリスト(excel) (New!)

⑤ 申請書・様式第1号～第7号(新規申請)(excel) (New!)

⑥ 申請書・様式第1号～第7号(再認定申請)(excel) (New!)

④審査のポイント-実施要項-

(5) 実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業が、教育訓練の一定割合以上を占めていること。

【趣旨】

本認定制度の教育訓練では、当該教育訓練の受講により習得した能力・スキルを実際の業務において使いこなせる水準を到達目標とするため、教育訓練の教育内容及び教育方法について、実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業が教育訓練の半分以上を占める必要があります。

【内容】

「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業」とは、双方向又は多方向に行われる以下のような内容を授業の中を含むものを指します。

- (ア) 疑似環境を用いた実習、実技、演習等を含む実践的なもの
- (イ) プレゼンテーション等の受講者側からの発表を含むもの
- (ウ) ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の手法を含むもの

【審査のポイント】

「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業」とは、上記の実習等が授業の一部に含まれているものを指します。

また、「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業が教育訓練の半分以上を占める」とは、実習等を含む授業の数が、認定を受けようとする教育訓練の総授業数の半分以上を占めることを指します。

④審査のポイント-様式記載例-

【申請様式において技術審査で重視する項目】

◆ 様式第4号

★ 2. 教育訓練の内容（カリキュラム）

★ 3. 教育訓練の対象分野

★ 4. 教育訓練の目標レベル

• 6. 教育効果の把握方法（修了評価）

• 10. サブジェクトマターエキスパート(SME:領域専門家)と講師

◆ 様式第7号

• 1. サブジェクトマターエキスパートの経歴書

• 2. 主担当講師もしくは、担当講師の経歴書

※様式第4号については、新様式と旧様式で並びが異なりますのでご注意ください。上記項番は新様式を参照しております。
※上記以外の様式・項目の重要性が低いわけではありませんのでご注意ください。

④審査のポイント-記載例-

▼ 当該教育訓練が「(1)目標とするレベル」に達している理由を記入
※記載例を参照のうえ、記載してください。
※「3.(1)対象分野」で選択したロール毎に記載してください。

【様式第4号 記載例】
4. 教育訓練の目標レベル
(3)ロール毎の到達目標等

主たるロール	ビジネスアーキテクト(新規事業開発)
本講座では、仮想上の各種企業データを用いたケーススタディ形式の演習を通じて、 ・事業戦略におけるデータの活用の是非の判断や事業戦略を実現するためのデータ活用戦略を策定 ・データ活用戦略を実現するまでのプロセスを企画・主導 ・データを活用する業務の設計や見直し、現場業務の変革・改善 等を疑似的に経験、学習することができる内容となっている。 これらを通じて、事業戦略に沿ったデータの活用戦略を考えるとともに、戦略の具体化や実現を主導し、顧客価値を拡大する業務変革やビジネス創出を実現する実務経験に相当する学びを得ることができる。 以上のことから、当該教育訓練についてITSSLレベル4相当の水準に達している。	
該当ロール①	データビジネスストラテジスト
本講座では、仮想上の各種企業データを用いたケーススタディ形式の演習を通じて、 ・データサイエンス領域の専門知識に基づくデータの処理・解析 ・データの処理・解析結果から仮想企業の変革・改善につながる知見を生み出し、適切に可視化 ・仮想企業でのデータ活用の仕組みづくりやエンドユーザーに対する教育・サポート ・仮想企業でのデータ活用の仕組みの運用状況や新たなビジネス要求を踏まえた分析モデルの改善 等を疑似的に経験、学習することができる内容となっている。 これらを通じて、データの処理や解析を通じて、顧客価値を拡大する業務の変革やビジネスの創出につながる有意義な知見を導出する実務経験に相当する学びを得ることができる。 以上のことから、当該教育訓練についてITSSLレベル4相当の水準に達している。	

④審査のポイント-よくある質問と回答-

問 16. 20 時間の講座は対象になりますか。

答. 対象外となります。本制度では、中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な能力を育成するという制度趣旨に鑑み、教育訓練の時間が短いものは対象外としています。なお、厚生労働省の専門実践教育訓練講座の申請を行う場合には、**30 時間未満の講座は指定の対象外**となりますので、ご注意ください。

問 33. 「教育訓練で使用する教材及び演習の実施内容を示す資料等をすべて提出」とありますが（[実施要項の 3. \(2\) 【審査のポイント】](#)）、教材以外にどのようなものを提出する必要がありますか。

答. 当該講座が本制度の要件に該当するかについて、様式と教材のほか、演習の実施内容を示す資料等により確認します。演習の実施内容を示す資料等とは、演習のテーマのほか、実際の受講者の回答内容や開発の内容（匿名、一部でも可）を示す資料など、演習の実施内容と結果が具体的に分かるものを提出してください。

- ◆ ①: 審査の体制について
- ◆ ②: Reスキル講座で求めるレベルについて
- ◆ ③: 演習、受講者の成果物について
- ◆ ④: 審査のポイント(必読資料)
- ◆ ⑤: ご提出資料の内容照会について

⑤: ご提出資料の内容照会について

- ◆ ご提出いただいた申請書類について、審査を進める過程で不備や確認事項等があった場合は、経済産業省の担当者から個別に問い合わせさせていただきますので、よろしくご対応のほどお願いいたします。



ご視聴いただきありがとうございました。